

埋蔵文化財発掘の届出について

埋蔵文化財の保護にご理解とご協力いただきありがとうございます。

下記を参照の上、ご提出ください。

山武市教育委員会を經由して、千葉県教育委員会教育長あてに提出します。

※文化財保護法に従い、工事着手予定日の 60 日前までに必ずご提出ください。

○ **必要事項を記入の上記名押印し、2部提出してください。**

氏名欄は、法人等の場合は法人名及び代表者職氏名を併記し、法人印及び代表者印を押印してください。（押印は省略可能です）。複数名の方が共同して届出される場合には連署していただいても結構です。

○ **位置図、地形図、計画図を添付してください。**

位置図は 25,000～10,000 分の 1 程度の地図に地点を朱線にて記載してください。

地形図は 2,500 分の 1 の等高線が記載された地図に事業範囲を朱線にて囲んでください。

計画図は計画の概要が分かる図面・掘削深度が分かる図面を添付してください。

○ **「4. 遺跡の種類・遺跡の名称・遺跡の現状・遺跡の時代」**については生涯学習課で記入しますので、空欄のままで結構です。

○ **「5. 工事目的」**については、専用住宅分譲の場合には「宅地造成」を選択してください。

また、「**工事の概要**」については、分譲戸数、階数、RC造・木造等、基礎の種別等を記入してください。

○ **「6. 工事主体者」**については、**事業主様のお名前（おもて面記入の申請者様と同一）**をご記入ください。

○ **「7. 施行責任者」**については、実際に工事を施行する方（業者様）のお名前をご記入ください。

この書類は山武市歴史民俗資料館を經由して千葉県教育委員会へ送られ、千葉県教育委員会から後日指示事項（回答）が山武市歴史民俗資料館経由で送られますので、書類ご提出の際に連絡先となる会社名・ご担当者様・電話番号をお伝えください。（「10.参考事項」にご記入ください。）

他、不明な点等ございましたら、お手数ですが山武市歴史民俗資料館までお問い合わせください。

埋蔵文化財の法令

埋蔵文化財の包蔵地内で土木工事を行うときは、文化財保護法によって事前に届け出ることが義務付けられています（文化財保護法 第93条）。

そこで歴史民俗資料館で包蔵地内に含まれるかどうかを確認していただき、包蔵地内である場合は土木工事届の提出をお願いいたします。

書類については必要な図面類を添付して山武市歴史民俗資料館へご提出ください。山武市教育委員会を経由して、千葉県教育委員会へ送られます。

文化財保護法の規定により、工事着工予定日の60日前までに必ずご提出ください。

土木工事の届出をご提出いただきますと、千葉県教育委員会から今後の取扱いに関する通知文が、山武市教育委員会を経由して届きます。ご提出の際に窓口でご担当者様の連絡先をお伝えください。

<参考>

文化財保護法（昭和25年5月30日制定）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

（土木工事のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下、「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。